

徳島県告示第百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

小川谷土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	長谷川 輝 明	安 宅 守	三好郡東みよし町昼間三六五〇 三二二七
同			